

平成25年4月1日

参加医療機関等の長 殿

特定非営利活動法人

信州メディカルネット協議会長 清澤 研道

信州メディカルネット協議会入会の申込みについて

このことについて、添付の団体正会員（医療機関、医師会等）申込書によりお申し込みください。

なお、後日お送りする振込書により下記の入会金、会費の納入をお願いいたします。

記

入会金 5,000 円 年会費 5,000 円（入会初年度の年会費は無料です。）

※平成24年7月に開催された通常総会で上記のとおり金額が変更されました。

送付先 最寄りの診療情報提供病院の医療連携担当

または

信州メディカルネット協議会事務局

〒390-8621 松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院内

TEL 0263-37-3174 FAX 0263-37-2854

E-mail smnoffice@shinshu-medicalnet.org 担当 花立（医事課）

(添付)

信州メディカルネット協議会
団体正会員（医療機関、医師会等）申込書

信州メディカルネット協議会長 殿

信州メディカルネット協議会の趣旨、定款等を理解したうえで、同協議会に団体正会員として申し込みます。

		申請日	平成	年	月	日
団体名	ふりがな					
開設者	ふりがな			代表者	ふりがな	
	男 女				男 女	
住所	〒					
機関等の区分	<input type="checkbox"/> 診療情報提供・ <input type="checkbox"/> 診療情報参照・ <input type="checkbox"/> 他（ ）					
所属郡市医師会						
協議会の担当者 （職種・所属） 2名以上お願いします						
TEL				FAX		
メールアドレス	@					

- ・本書類は信州メディカルネット協議会事務局に提出してください。
- ・開設者は医療機関の場合に、代表者には院長、会長等の氏名を記入してください。
- ・所属郡市医師会は代表者が所属している場合に記入してください。
- ・記載内容の変更も速やかに連絡をお願いします。

〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院内
TEL 0263-37-3174 FAX 0263-37-2854 E-mail smnoffice@shinshu-medicalnet.org

事務局取扱欄

申請受理日	平成	年	月	日	保険医療機関番号								
-------	----	---	---	---	----------	--	--	--	--	--	--	--	--

特定非営利活動法人信州メディカルネット協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人信州メディカルネット協議会と称する。

2 診療情報共有のための地域医療連携ネットワークシステムの名称は信州メディカルネットワークシステム、英文で (Shinshu Medical Network Systems) と称し、その呼称を「信州メディカルネット」とする。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、長野県松本市旭3丁目1番1号信州大学医学部附属病院内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、患者中心の医療及び医療資源の有効活用の推進のために、長野県における医療連携ネットワーク環境の整備及び利用を促進し医療機関間での診療情報等の共有化による医療の質・安全性の向上を図るとともに、そのために必要な各関連機関への情報技術化のための支援、公開セミナーや技術研修、産学官の研究・交流、人材育成等の高度医療情報社会の普及・啓発活動の支援を行うことにより、国民がより良い医療サービスが享受できる豊かな保健医療福祉社会への提案と環境基盤作りに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - 1) 医療の質、安全性の向上のための診療情報の共有化等を推進する事業
 - 2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体(以下正会員たる個人を「個人正会員」、正会員たる団体(医療機関、医師会等)を「団体正会員」といい、両者を統合して「正会員」という。) 。ただし医療機関は、病院、診療所、薬局等を問わず団体正会員とする。

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(3) 特別会員 この法人の趣旨に賛同し、かつ会長が必要と認める行政機関、関係団体及び学識経験者等

(4) 名誉会員 この法人の発展に関して功績が顕著な者で、総会の議決をもって推薦さ

れた者

(入会)

第7条 正会員、賛助会員、特別会員、及び名誉会員の資格については、前条に掲げるもの以外には特に定めないものとする。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は入会金及び会費を納入するものとする。

2 会費および入会金の金額の変更は、総会の議決を経て別に定める。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会長に退会届を提出したとき。

(2) 正会員である本人が死亡、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

2 賛助会員、特別会員及び名誉会員については、前項の各号の一を準用する。

(退会)

第10条 正会員、賛助会員、特別会員、及び名誉会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上

(2) 監事 1名以上2名以下

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。必要に応じて専務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、この法人の理事及び職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序でその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、会長に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了又は辞任の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決に基づき解任することができる。ただし、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第20条 この法人は、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会で議決し会長が任免する。

(職員)

第21条 この法人は、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び収支予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ)、その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の4分の1以上から会議目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号に定めるところにより、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 総会における各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合によっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、

押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長またはその代理がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

第7章 委員会

(運営委員会)

第40条 この法人の日常的運営のために運営委員会を設置する。

2 運営委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(その他の委員会)

第41条 その他この法人の運営上必要があるときは、理事会の議決により運営委員会とは別に委員会を置くことができる。

2 この委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正を行うことができる。

(事業報告及び収支決算)

第51条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、長野県に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事(会長及び設立代表者) 清澤 研道

理事(副会長) 大西 雄太郎

理事(副会長) 天野 直二

理事 工藤 猛

理事 相野田 慶司

理事	金物 壽久
理事	森本 雅己
理事	松林 祐司
理事	高橋 千治
理事	原 栄志
理事	齊藤 博
理事	竹前 紀樹
理事	秋月 章
理事	山本 博昭
理事	森 哲夫
理事	村島 隆太郎
理事	山田 博美
理事	中川 眞一
理事	澤海 明人
理事	原田 順和
理事	相澤 孝夫
理事	高木 洋行
理事	小口 壽夫
理事	平山 二郎
理事	井上 憲昭
理事	川合 博
理事	金子 源吾
監事	勝山 努

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の定めにかかわらず、成立の日から平成26年4月30日までとする。

4 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初年度の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6 この法人の設立の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。**（法人設立後、正会員の入会金及び年会費は変更されました。）**

(1) 入会金

個人正会員	2,000 円
団体正会員（診療所、薬局）	5,000 円
団体正会員（病院、医師会、行政機関等）	10,000 円
賛助会員（法人・団体）	30,000 円

特別会員	無料
名誉会員	無料

(2) 年会費

個人正会員	2,000 円
団体正会員 (診療所、薬局)	5,000 円
団体正会員 (病院、医師会、行政機関等)	10,000 円
賛助会員 (法人・団体)	30,000 円
特別会員	無料
名誉会員	無料

「信州メディカルネット協議会」「信州メディカルネット」運用管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人信州メディカルネット協議会（以下「協議会」という。）が運営する長野県地域医療連携ネットワークシステム（信州メディカルネット）（以下「ネットワーク」という。）の利用について必要な事項を定めるものである。

2 本ネットワークは、協議会の各団体正会員が参加する地域医療連携ネットワークシステムを包括する。

(利用者)

第2条 利用者とは、協議会の団体正会員として入会した医療機関（病院・診療所・調剤薬局）に所属する医療従事者のうち、本規程第8条に規定する識別番号（以下「ID」という。）、パスワード等の登録を完了したネットワーク参加者のことをいう。

(利用者の責務)

第3条 利用者が、ネットワークを利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)、および個人情報保護法(平成15年5月30日法律第57号)を遵守しなければならない。

2 利用者は、定款に定める目的以外にその情報を利用してはならない。

3 利用者は、ネットワークを通じて入手した診療情報については、説明、診療目的以外には用いてはならない。

4 ネットワークを通じて情報提供医療機関から入手した診療情報は、情報参照医療機関の責任において管理するものとする。ただし、利用者は、ネットワークから提供された診療情報のすべてについてその内容を確認しなければならない義務を負うものではない。

5 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID、パスワードは利用者本人以外の者には利用させてはならない。

第2章 ネットワークの利用

(利用者資格等)

第4条 ネットワークを利用できる者は第2条に定める利用者資格をもつもののみとする。

2 ネットワーク利用を希望する者は、協議会が定める所定の講習会を受講しなければならない。

3 前項の規定による受講が終了し適切と認めるときは、次の各号の区分によりすみやかに受講修了証及びID、パスワードを発行する。

- 1) ID、パスワードが電子カルテシステムと連携できる情報提供医療機関においては、当該医療機関の長が電子カルテシステムとの連携を許可し受講修了証を発行する。
 - 2) ID、パスワードが電子カルテシステムと連携できない情報提供医療機関においては、当該医療機関の長が ID、パスワードおよび受講修了証を発行する。
 - 3) 情報参照（非提供）医療機関においては、何れかの情報提供医療機関の長が ID、パスワードおよび受講修了証を発行する。
- 4 利用者に係る登録情報は、本ネットワークの運営上必要な場合にのみ使用することとする。
- 5 ネットワークの利用者で、接続を行うコンピューター端末等やその接続環境に変更を生じたものは、直ちにその旨を協議会事務局に届け出なければならない。

（ネットワークの利用形態）

第5条 ネットワークの利用者は、指定された機器・機能を備えたコンピューター端末等を用いアクセスを行うものとする。

2 ネットワークを利用するコンピューター端末等は、OS のアップデート並びに、ウイルス定義ファイル等を随時最新化可能なウイルス対策ソフトがインストールされていることを条件とし、常に最新のウイルス定義が更新されていることを条件とする。

（利用時間）

第6条 ネットワークの利用は、年間を通じて 24 時間常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対してネットワークを通じ、事前に通知をした上で運用を停止するものとする。予告なく運用を停止した場合は、その原因理由を、ネットワークを通じ報告する。また、各医療機関内に設置されるサーバー個別の利用時間に関しては、その管理責任者において定めるものとする。

（機能等の変更等）

第7条 ネットワークの良好な運用を維持するために必要な際には、ネットワークに関する機能又は利用時間の変更又は停止を行う。

2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他会長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 ID、パスワードなど

（利用者の ID の種類）

第8条 利用者の ID は、次の 3 種類とする。

- 1) 医療機関 ID：医療機関医療連携担当者に係る ID
- 2) 医療従事者 ID：医療機関の医師など医療従事者個人に係る ID
- 3) 管理者 ID：定款第 40 条第 1 項に規定する運営委員会（以下「運営委員会」とい

う。)が認めた管理者に係る ID

(ID の利用者)

第 9 条 ID を利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。

(ID 等の管理等)

第 10 条 利用者は、ID 及びパスワード(以下「ID 等」という)を適切に管理するとともに、当該 ID 等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。

2 団体正会員である医療機関の長は、所属するネットワーク利用者が本規程の利用者に該当しなくなったときは、その管理責任をもって、すみやかに ID 等の取り消しを行わなければならない。

第 4 章 入会金、会費、中継サーバー利用管理料、機器管理

(入会金と会費など)

第 11 条 特定非営利活動法人としての事業を行うために参加団体などから協議会が定める下記入会金、年会費を徴収するものとする。但し、団体正会員は入会初年度に限り年会費を無料とする。

(1) 入会金

個人正会員	無料
団体正会員	5,000 円
賛助会員 (法人・団体)	30,000 円
特別会員	無料
名誉会員	無料

(2) 年会費

個人正会員	無料
団体正会員	5,000 円
賛助会員 (法人・団体)	30,000 円
特別会員	無料
名誉会員	無料

(中継サーバー利用管理料等)

第 12 条 信州メディカルネット中継センターに設置した中継サーバーを主たる中継サーバーとして利用する場合、以下の中継サーバー利用管理料を徴収する。他の中継サーバーを主たる中継サーバーとして利用する場合の中継サーバー利用管理料等についてはその規定による。

情報提供病院

月額 10,000 円

情報提供診療所 月額 2,000 円
情報参照医療機関（病院・診療所・調剤薬局等）無料

（機器の利用管理）

第 13 条 情報提供病院・診療所は、特定の機能を有する連携サーバー等設備を自ら設置、維持、保守することとする。

第 5 章 その他

（掲載情報の取扱い）

第 14 条 協議会は、必要と認めた場合、ネットワーク上に掲載された著作権者の承諾を得て発行する冊子等に利用することができる。その場合において、著作権者が未成年者のときは、その保護者の同意も得てから行うものとする。

（運用管理規程の変更）

第 15 条 運用管理規程の変更は運営委員会において取り扱い、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、会長の承認を得なければならない。

2 前項の規定によらず、会費および入会金の金額は、総会の議決を経て変更を行わなければならない。

（事務局）

第 16 条 この規程に定める事務手続き等については、協議会事務局に置いてその業務を行うものとする。

（その他必要事項）

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、運営委員会が別に定める。

附則

（施行期日）

この規程は、平成 24 年 7 月 2 日から施行し、平成 24 年 6 月 12 日から適用する。